酒類小売業者の経営実態調査結果について

1 調査目的

本調査は、酒類小売業者の業態、販売数量及び経営状況等営業に関する基本的事項について、その実態を把握し、今後の業界における一層の近代化、合理化に資するとともに、酒類行政上の資料とするため実施したものである。

2 調査対象者

平成 13 年 3 月 31 日現在において、次のいずれかに該当する酒類販売業者及びその 酒類販売場を調査対象とした(沖縄県を除く)。

- (1) 一般酒類小売業免許に該当する販売場を有する者
- (2) 大型店舗酒類小売業免許に該当する販売場を有する者
 - (注) 1 酒類の卸売業及び小売業を兼業している酒類販売場については、調査対象 期間内の酒類販売数量に占める酒類小売販売数量の割合が50%以上の酒類販売場を調査対象とした。
 - 2 次に掲げるものについては、調査対象から除いている。
 - (1) 調査対象期間を通じて営業を行っていない酒類販売業者
 - (2) 特殊酒類小売業免許に該当する販売場

3 調査対象期間

「(参考2)各調査項目の内容」において指定のない限り、次のとおり。

- (1) 酒類の小売販売数量:平成12年4月1日~平成13年3月31日
- (2) その他の項目

法人: 平成 13 年 4 月 1 日直前終了事業年度(1事業年度が6ヵ月の場合は、2事業年度分)

個人: 平成 12 年

4 調査表提出販売場

101,631場(回収率 71.2%)

5 用語の説明

(1) 業態

一般	小 売	店	通常の酒販店
コンビニコ	ニンスス	トア	セルフサービスを基本とし、いわゆる「コンビニエンス」(営業時間が長く、原則的に年中無休で、食品を中心に日用品を幅広く品揃えしている。)の形態をとるもので、おおむね次のいずれにも該当する店舗1 売場面積が500㎡未満である。2 営業時間が12時間以上で閉店時刻が21時以降である。 (注)セルフサービスを基本とするか否かについては、売場面積の50%以上につきセルフサービス方式を採用しているか否かによる。(以下同じ。)
生活協	同組	合	消費生活協同組合法 (昭和 23 年法律第 200 号) に基づく消費生活協同組合が営む店舗
農業協	同組	合	農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づく農 業協同組合が営む店舗
スーパーマーケット			セルフサービスを基本とし、食品を中心に日用品を幅 広く品揃えしている店舗で、「コンビニエンスストア」以 外の店舗
百 貨	店	等	大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項(定義)に規定する大規模小売店舗で、「スーパ ーマーケット」以外の店舗
そ	その他		上記以外の業態

(2) 業態区分

_	般	酒	販	店	業態が「一般小売店」及び「コンビニエンスストア」 のもの
そ	の他	の	酒 販	店	上記以外の業態のもの

(3) 販売形態区分

				調査対象期間における料飲店への酒類の小売販売数量
業	務	用	店	が 100㎏以上で、かつ、酒類の合計小売販売数量に占める
				料飲店への酒類の小売販売数量の割合が 70%以上のもの
_	般	用	店	上記以外のもの

6 実態調査結果の留意点

調査項目ごとの集計に際し、空欄や規定外数値等のデータを除外したため、各集計表の販売場数、企業数又は小売数量の合計値は一致しない。